

事務連絡  
令和3年1月8日

各地方農政局農村振興部長 殿  
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、  
国土交通省北海道開発局農業水産部長  
及び北海道農政部長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省  
直轄工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和3年1月7日、緊急事態宣言が発出されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年1月8日付け2予第1922号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき適切に対応されたい。

また、直轄工事及び業務の設計変更については、引き続き「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」(令和2年4月28日付け農村振興局整備部設計課長通知)により取り扱うものとするので遺漏なきよう措置されたい。

このことについて、管内の都府県に対して参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも参考送付されるよう依頼されたい。